

令和5年

第4回 農業委員会会議録

阿蘇市農業委員会

令和5年 第4回阿蘇市農業委員会 会議録

1 開催日時 令和5年4月10日（月曜） 午後3時開会

2 開催場所 阿蘇市役所北側大会議室

3 農業委員出席者（黒：出席、赤：欠席）

1番 古閑 隆一 2番 古澤 一雄 3番 石本 健二 4番 岩下 浩徳
5番 井手 孝義 6番 田代 純一 7番 檜木 すみ子 8番 竹原 真理子
9番 山口 正孝 10番 岩下 保男 11番 知里口 香穂里 12番 山内 市男
13番 西村 豊治 14番 田嶋 政隆 15番 今村 光也 16番 梅井 浩二
17番 黒川 龍己 18番 和田 敏喜 19番 木村 広典

4 農地利用最適化推進委員出席者（黒：出席、赤：欠席、青：出席依頼なし）

1番 中村 秀政 2番 市原 英一 3番 今井 健一 4番 佐藤 範一
5番 五嶋 誠次 6番 山本 利幸 7番 藤井 博徳 8番 河崎 利徳
9番 永野 成男 10番 白石 正明 11番 竹原 忠信 12番 古木 雄三
13番 山中 健二 14番 大友 浩喜 15番 佐藤 弘明 16番 室 恒和
17番 園田 賢臣 18番 高木 正明 19番 江藤 則一 20番 野上 勝喜
21番 山本 眞一

5 議事

- ・報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第15号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第17号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について
- ・議案第18号 令和5年度最適化活動の目標の設定について

6 農業委員会事務局出席者

事務局長 徳永 稔 事務局次長 上村 文広 参事 佐藤克昭

7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 19 名中 19 名の出席で定足数に達していますので、会議規則により第 4 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議長 皆さん、こんにちは。さて、4 月 1 日の事務局職員の定期異動により 1 名の方が異動となっております。よろしく願いいたします。また、皆様には農繁期のお忙しいところ出席ありがとうございます。

それでは、まず農業委員会憲章の唱和を、本日は農業委員 10 番委員お願いします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 9 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 9 件、第 4 条によるもの 2 件、第 5 条によるもの 4 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 7 件、利用権の設定 59 件、使用貸借権の設定 5 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について 8 件、令和 5 年度最適化活動の目標の設定 1 件についてです。従いまして会期は本日 1 日とします。なお、議事録署名委員については、10 番委員、13 番委員へお願い致します。

それでは最初に、報告第 4 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第 3 号の 9 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順位 9 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、等につきましては、議案書のとおりとなっています。

議長 報告第 4 号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問がないようですので、以上で報告第 4 号を終わります。続きまして、議案第 15 号農地法の規定による許可申請書の審議について 3 条 9 件、4 条 2 件、5 条 4 件、まず 3 条から説明願います。

事務局 議案第 15 号農地法第 3 条による許可申請の 9 件の譲受人は、農地法第 3 条及び同施行規則第 17 条 2 項 2 号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位 1 番から 9 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 農地法第 3 条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。3条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので農地法3条9件は決定します。
つづきまして、第4条2件、第5条4件の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第15号農地法第4条による、転用許可申請の2件は、農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。順位1番か2番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。また、農地法第5条による、転用許可申請の4件は、いずれも農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。順位1番から4番の、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 4条順位1についての植林については、事務局から説明願います。

事務局 ○ 4条順位1番を説明します。

申請地は、阿蘇市内牧支所から北東へ約2.8kmのところになります。申請面積771㎡の敷地にヒノキ200本の植林を計画するものです。なお、申請人は平成21年3月と平成27年3月に農地法の規定を知らずに植林をしてしまったとのことで、始末書が添付されております。農地区分は、第2種農地となります。

議 長 続いて、残りの4条5条案件について調査班の報告を求めます。本日の現地調査班の方々はお疲れ様でした。本日の班長を務められた15番委員より現地調査の報告をお願いいたします。

18番農業委員 今回は、現地調査班6名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。まず、はじめに本日のすべての案件の排水関係は、区長及び関係者の同意もあり適切に計画されていることを報告します。また、農地区分第1種及び2種農地については、代替地の検討を行った結果の計画であります。それでは、

○ 4条順位2番を説明します。

申請地は、阿蘇地域振興局から南西へ約1.6kmのところになります。

申請面積297㎡の敷地に個人住宅(建築面積:50㎡)を計画するものです。

農地区分は第1種農地ですが、集落接続により転用が可能となります。

○ 5条順位1番を説明します。

申請地は、国道57号北側復旧ルート阿蘇西インターチェンジから南西へ約400mのところになります。申請面積354㎡の敷地に個人住宅(建築面積:95.2㎡)を計画するものです。農地区分は、第2種農地となります。

○ 5条順位2番を説明します。

申請地は、JR宮地駅から北東へ約300mのところになります。申請面積450㎡の敷地に個人住宅（建築面積：115㎡）を計画するものです。農地区分は、第3種農地となります。

○ 5条順位3番を説明します。

申請地は、JR宮地駅から北東へ約300mのところになります。申請面積248㎡の敷地に建売住宅（建築面積：48㎡）を計画するものです。農地区分は、第3種農地となります。

○ 5条順位4番を説明します。

申請地は、阿蘇市内牧支所から南東へ約1.6kmのところになります。申請面積1,321㎡の敷地を利用して生命保険事業の営業所（建築面積：310.53㎡）を計画するものです。農地区分は、第3種農地となります。

以上で、現地調査報告を終わります。なお、調査班としては、許可相当と判断しております。

議長 ありがとうございます。地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、ございませんか。

（発言なし）

議長 それでは、4条、5条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。何か質問はありませんか。

議長 私からお尋ねですが、5条4番について、この土地は盛土計画がなされた土地だと思いますが、転用としてこのまま許可して良いものでしょうか。

事務局 おっしゃるとおり盛土届出が令和元年12月にでております。最終的に農地の完成が出来てない状態でも農家がそれで納得しているので、荒れていない状態であればやむを得ないと考えます。

議長 私が思うに中途半端な盛土であるにも関わらず、現況の農地形態が不完全としても転用して良いものかを疑問視するものです。

事務局 今後のこのような事案もあるので、継続して検討したいと考えます。
（質問、意見なし）

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。4条及び5条案件については、許可相当と判断することに賛成の方は挙手願います。

委員 （異議なし。全員挙手。）

議長 全員賛成ですので農地法4条2件、5条4件は決定します。
これで議案第15号3条、4条、5条については、決定いたしました。

議長 続いて議案第16号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第16号所有権移転の7件は、農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

順位1番から7番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議 長 議案第16号の所有権移転について何か質問はありませんか。

12番農業委員 順位2の単価についてですけど安く思えるのですが、どのような農地ですか。

事務局 基盤整備内ではありますが、排水条件が悪い農地と聞いております。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので所有権移転6件は決定します。

議 長 次に議案16号2番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第16号2番の利用権設定の59件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位59番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第16号2番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので利用権設定59件は決定します。

議 長 次に議案16号3番の使用貸借権設定について説明願います。

事務局 議案第16号3番の使用貸借権設定の5件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位5番までの、貸人、借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第16号の使用貸借権について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので使用貸借権設定の5件は決定します。

これで議案第16号は、すべて原案のとおり決定いたしました。

議 長 続いて議案第17号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位1番から8番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

順位1番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の5番委

員と 17 番委員にお願いしたいと思います。

順位 2 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 5 番委員と農業委員の 12 番委員にお願いしたいと思います。

順位 3 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 13 番委員と農業委員 15 番委員にお願いしたいと思います。

順位 4 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 6 番委員と農業委員 5 番委員にお願いしたいと思います。

順位 5 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 4 番委員と農業委員 13 番委員にお願いしたいと思います。

順位 6 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 8 番委員と 11 番委員にお願いしたいと思います。

順位 7 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 11 番委員と農業委員 8 番委員にお願いしたいと思います。

順位 8 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 3 番委員と農業委員 15 番委員にお願いしたいと思います。

議 長 議案 17 号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。
(質問、発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案 17 号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第 17 号は原案のとおり決定します。

議 長 続いて議案第 18 号令和 5 年度最適化活動の目標の設定について事務局より説明願います。

事務局 令和 4 年 2 月 25 日付けの農林水産省経営局農地政策課長通知により、各農業委員会、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 6 条第 2 項の規定による農地等の利用の最適化推進に係る活動の透明性を確保するため、同法第 37 条の規定により農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされています。今般、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知）を定め、各農業委員会は、最適化活動の実施状況の公表に当たり、最適化活動の目標の設定に取り組むこととされたところを踏まえ、総会で審議し令和 5 年度最適化活動の目標を設定しなければならないので、別紙のとおり提案します。

「詳細別紙」

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案 18 号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第 18 号は原案のとおり決定します。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第4回総会を閉会いたします。